

太田市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

太田市長 穂積昌信

太田市条例第36号

太田市体育施設条例の一部を改正する条例

太田市体育施設条例（平成17年太田市条例第144号）の一部を次のように改正する。

別表第1 太田体育施設の部太田市武道館の項の次に次のように加える。

太田市弓道場	太田市東本町53番30号
--------	--------------

別表第2中 「(3) 太田市武道館
ア 武道館」 を 「(3) 太田市武道館」 に、

「イ 弓道場

区分		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	備考
専用利用	1時間	900円	2,700円	照明料は、1時間につき200円とする。
定期	高校生以下	2,000円		(ア) 1人1年(4月1日から翌年3月31日までとし、1年未満のときも1年とみなす。)につき (イ) 照明料を含む。
	その他の者	4,000円		

(4) 太田市運動公園競技施設

を

「(4) 太田市弓道場

区分			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	備考
専用利用	近的	1時間	1,000円	3,000円	照明料は、1時間につき200円とする。
	遠的	1時間	300円	900円	照明料は、1時間につき100円とする。

個人	高校生以下	150円	1回につき 照明料を含む。
	その他の者	300円	
定期	高校生以下	2,000円	(ア) 1人1年(4月1日から翌年3月31日までとし、1年未満のときも1年とみなす。)につき (イ) 照明料を含む。
	その他の者	4,000円	

(5) 太田市運動公園競技施設

に、「(5) 太田市第2サッカー・ラグビー場」を「(6) 太田市第2サッカー・ラグビー場」に、「(6) 太田市サン・スポーツランド」を「(7) 太田市サン・スポーツランド」に、「(7) 太田市渡良瀬スポーツ広場」を「(8) 太田市渡良瀬スポーツ広場」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。